

## 第24節 応急教育等対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 状況に応じた学校の措置 (1) 登校(園)後の措置 低学年児童、園児の教師による付添下校 (2) 登校(園)前の措置 広報車、電話による臨時休校等の措置の伝達 2 応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇨ 集会所、公民館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇨ 特別教室、体育館等の活用、二部授業 3 教科書、いす、机等の調達 発行者、業者からの調達 使用済教科書等の活用 4 教職員体制の確立 ⇨ 当該校長との連絡・調整 大阪府教育委員会との調整 5 学校給食の確保 ⇨ 学校給食と避難者炊き出し用との調整 6 状況に応じた保育の実施 (1) 保育園児の安全確保 (2) 長期にわたって保育が不能な場合、特設保育所の設置	子育て支援室 学校教育部

### 第1 計画の方針

文教施設の被災又は児童、生徒及び幼稚園児の罹災により通常の教育ができない場合、あるいは保育施設の被災又は保育園児の罹災により通常の保育ができない場合は、それぞれの応急教育及び応急保育を実施するものとする。

### 第2 応急教育

#### 1 児童、生徒及び園児の安全確保

##### (1) 登校(園)後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校(園)長と協議のうえ必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童及び園児には教師が地区別に付き添う。

##### (2) 登校(園)前の措置

登校(園)前に臨時休業等の措置を決定したときは直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。また、災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理する。

#### 2 文教施設の応急復旧

被災後速やかに文教施設の応急復旧を行い、授業に支障を来さないよう処置するものとする。この場合、写真撮影等で被害の状況を立証する措置をとっておくものとする。

#### 3 応急教育の実施場所

被災の程度を勘案し、下記により応急教育の実施場所を確保するものとする。

(1) 応急復旧により使用できる場合は、速やかに復旧のうえ使用するものとする。

(2) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用し、また、必要により二部授

業を行うものとする。

- (3) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、付近の集会所、公民館、寺院その他適当な公共施設を利用するものとする。

#### 4 応急教育の実施方法

##### (1) 学力低下の防止

災害による休校、二部授業等の実施は、学力の低下を引き起こすと考えられるため、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力の低下を防止するよう努めるものとする。

##### (2) 児童、生徒及び園児の健康保持

児童、生徒及び園児の健康保持については、十分注意するとともに、健康診断、教職員による相談を実施する。

##### (3) 危険防止

災害により危険が予想される場合には、危険防止について指導するものとする。

##### (4) 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合は、学校と児童、生徒、園児及び保護者との連絡方法を定め、常に情報の交換に努めるものとする。

#### 5 教科書、いす、机等の調達

- (1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達するものとする。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努めるものとする。

- (2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図るものとする。それでも不足する場合は、和泉市教育委員会で調達を図るものとする。

#### 6 就学援助等

- (1) 教育委員会は、被災により就学が困難となった児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。
- (2) 教育委員会は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

#### 7 学校給食の応急措置

学校長は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、和泉市教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否を決定するものとする。この場合、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- (3) 避難場所に使用されている学校については、その給食施設が被災者炊き出し用に利用される場合があるので、この場合は、学校給食と被災者炊き出し用との調整に留意する。
- (4) 被災地での学校給食については、伝染病発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。
- (5) 給食用製パン工場が被災した場合、和泉市教育委員会は、速やかに被害状況を大阪府教育委員会に報告するものとする。

## 8 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- (1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該校長と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。
- (2) 大阪府教育委員会と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。

## 第3 応急保育

### 1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

### 2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努めるものとする。

### 3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

### 4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のために保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所を設ける等便宜を図るものとする。

### 5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めるものとする。